公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和８年 11 月 12 日

安芸市教育委員会

１　業務の概要

（１）業務名

安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務

（２）業務の目的

本市では、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、児童の安全確保を最優先とした学校施設の移転統合及び、小規模特認校として浸水区域外に位置する穴内小学校を活用する方針を決定している。

本業務では、市長方針を踏まえ、児童数の減少を見据えた持続可能な教育環境の確保と教育の質の維持・向上を目的に、新たな統合校の施設コンセプトや整備方針を定める基本構想及び配置・施設基本計画を策定する。また、穴内小学校についても、地域の特性を生かした特色ある教育活動を継続できるよう、既存施設の活用・改修等を検討する。

これらを踏まえ、両校の特色と役割を発揮しながら、安芸市全体として持続可能で魅力ある教育環境の構築に向け、独創性や付加価値を加えた基本構想・基本計画が可能な事業者を選定することを目的とする。

（３）業務の内容

別添「安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務　仕様書」のとおり

（４）業務日数

180 日（予定）

２　契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、随意契約の相手方となる候補者と次点者を選定する。

３　参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

（１）当該業務における仕様書の内容を把握し、発注者の趣旨を理解したうえで参加すること。

（２）高知県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

（３）安芸市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。なお、参加申込書提出時点で登録されていない者については、企画提案書提出締切日（令和８年 12 月 15 日）までに当該名簿への登録を完了していること。

※入札参加資格者名簿への登録にあたっては、下記の書類を企画調整課（0887-35-1012）に提出し、手続きを行うこと。

■ 必要な書類

・一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
・営業に関する登録の証明書（写し可）
・測量等実績調書（過去２年分の主な委託業務を記載）
・営業所一覧表
・技術職員名簿
・財務諸表
・商業登記簿謄本（法人の場合・写し可）
・代表者の身分証明書（個人の場合）
・納税証明書（国税〈消費税含む〉・都道府県税・市町村税すべてについて滞納がない証明）
・委任状（契約を委任する場合・任意様式）
・暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
・資本関係又は人的関係に関する申告書
※該当がある場合は所定様式に記入
※該当なしの場合は「該当無し」と記入して提出
※親会社・子会社関係や役員の兼任がある会社は同一入札への参加制限あり

（４）当該公告日までの過去 10 年で、国又は地方公共団体等が業務として発注した、学校施設を含む公共施設の建築基本設計又は建築実施設計および公共施設の造成基本設計又は造成実施設計について完了した同種業務の実績を有する者を含むこと。

（５）下記の資格を有する者を管理技術者として配置することができる者であること。

１．高知県知事の登録を受けた一級建築士事務所の代表者、またはその一級建築士事務所と雇用関係のある一級建築士

（６）下記のいずれかの資格を有する者を担当技術者として１名以上配置することができる者であること。

１．技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は技術士（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画）
２．ＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画）

（７）（５）または（６）に掲げる資格を有する者を照査技術者として配置することができる者であること。なお、管理技術者と照査技術者は兼任できない。

（８）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（９）安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。参加申込書等の提出期限の日から契約締結までの間に、安芸市から指名停止等の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

(10) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第１号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。

(11) 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。

(12) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

4　参加条件

（1）県内の単体事業者又は県外事業者と県内事業者（県内に主たる営業所を有する事業者をいう。）の２者で構成する共同企業体（以下、「ＪＶ」という。）とする。参加にあたっては、参加申込書等を提出すること。

（2）ＪＶで参加申込書等を提出する場合は、代表構成員または構成員のいずれかで「３参加要件」を全て満たしていればよいものとし、ＪＶ全体として本業務を遂行できる体制を確保すること。また、ＪＶの構成員は、単体事業者及び他のＪＶの構成員として参加申込書等の提出はできないものとする。

（3）参加申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者（管理技術者・照査技術者・担当技術者）を配置することができる者であること。

5　参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、別途定める「安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務プロポーザル実施要領」を確認の上、参加申込書（別紙様式第1）にて申し込みすること。

（1）提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

（2）提出期限：令和８年12月８日（火）15時　必着

（3）提出書類：参加申込書

（4）提出先：〒784-8501　安芸市土居82番地１　安芸市教育委員会学校教育課

6　企画提案書の作成方法

別途定める「安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

7　審査方法

別途定める「安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務プロポーザル審査要領」のとおり。

8　日程

（1）募集開始	令和８年11月12日（木）
（2）質疑締切	令和８年11月20日（金）15時　必着
（3）参加申込書等提出締切	令和８年12月　８日（火）15時　必着
（4）企画提案書提出締切	令和８年12月15日（火）12時　必着
（5）審査委員会（プレゼンテーション）	令和８年12月22日（火）
（6）審査結果通知	令和８年12月25日（金）

9　その他留意事項

詳細は、安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務プロポーザル実施要領、仕様書等による。